

地域子ども・子育て支援基盤の再生 【要求額100億円】

「日本再生戦略」の「すべての人々のための社会・生活基盤の構築～生活・雇用戦略～」を実現するためには、「**地域子ども・子育て支援の充実・強化**」を行うことが必要。

- 日本の未来にとって「**全員参加**」と「**次世代投資**」が重要であり、全ての子どもが尊重され、その育ちが等しく確実に保障されることが必要。
- しかし、近年、家庭や地域の子育て力や支え合いの機能が低下し、育児不安や児童虐待が増加。また、虐待のため、保護者から分離され、児童養護施設等で養護される子どもも増加(入所児童の半数以上が虐待経験あり)。

- このため、子育ての第一義的な責任が親にあることを前提としつつ、「日本再生戦略」に基づき、地域の子ども・子育て支援機能を新しい形で再生させ、子育てしやすい社会を実現するとともに、すべての子どもの育ちを支えるため、社会保障と税との一体改革による子ども・子育て新制度の施行も睨みながら、現在の施設・事業を抜本的に見直す。
- このような見直しは、少子化対策や女性の活躍促進にも資する。

【施設・事業の抜本的見直し】

1. 地域子ども・子育て支援事業の機能強化

① 地域子育て支援拠点の機能強化

育児相談等の機能に加え、多様な事業や給付の中から適切な選択を行うことができるよう、地域の身近な立場から情報の集約・提供等を行う「利用者支援機能」とともに、世代間交流やボランティアによる支援等の「地域支援機能」を持つ「地域機能強化型」を創設。

② 一時預かりの機能強化

子育て家庭の切実なニーズに対応し、休日等や通常の開所時間外に対応できる「基幹型施設」を創設。

2. 児童養護施設等の家庭的養護への転換

児童養護施設等の小規模化・地域分散化を通じ、地域との関わりを強めながら、大規模施設での養護から家庭的養護への転換を強力に推進するため、小規模グループケア、グループホーム等の整備を重点的に支援。

【日本再生戦略】

- 「分厚い中間層の復活」のため、
 - ・ 全員参加と次世代の育成を促進する「人財戦略」を展開
 - ・ コミュニティに支えられた持続可能で活力のある地域社会を再生
 - ・ 子育てしやすい社会の実現等による女性の活躍の促進
 - ・ 少子化対策を進め、子ども・子育てに関連する制度等を強化
- 「生活・雇用戦略」の「子ども子育て支援の充実」(工程表)として、
 - ・ 子ども・子育て関連法の円滑な施行、本格施行までの緊急対策、まちづくり等と連携した子育て支援の実施

(1) 地域子ども・子育て支援事業の機能強化 (要求額84億円)

① 地域子育て支援拠点事業の機能強化(要求額69億円)

- 地域子育て支援拠点は、子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場。
- 社会保障と税の一体改革の中で、子ども・子育て関連法により制度的に確立され、消費税財源により量的拡充等が行われる予定であるが、新制度の施行に向け、その準備として、事業の改善を図ることが必要。

(注)「子ども・子育てビジョン」(平成22年1月閣議決定)では、地方単独分を含め、10,000か所まで増やす目標を設定(平成23年度:7,555か所。国庫補助分は5,722か所)。

<利用者支援の強化>

- 子ども・子育て新制度では、子ども・子育て支援に関する多様な給付・事業が法定され、市町村の計画に沿って実施することになるが、保護者・子どもが小規模保育、家庭的保育などの多様な給付・事業の中から適切に選択できるよう、情報提供等身近な立場からの「利用者支援」が重要となる(※)。

(※)「利用者支援」は、「子ども・子育て新システムの基本制度について」(平成24年3月少子化社会対策会議決定)に明記。法案審議の際、その重要性が共通認識となり、三党合意に基づく修正により、市町村事業として法定化。

- このため、新制度の施行に先立ち、市町村の「利用者支援」の中核として、市町村との連携の下、子育て支援施設・事業関係者等のネットワークづくり、情報の集約や情報提供体制の整備等に取り組む。

<地域支援機能の強化>

- 地域子育て支援拠点が中核となり、地域全体で子育てを支援するため、中高校生・子育て経験者・高齢者など世代間交流やボランティア等への講習を行うなど、地域の実情に応じ、地域に開かれた運営を行い、地域との支援・協力関係を構築。

【新たな仕組み】

- ① 地域子育て支援拠点の類型として、「地域機能強化型」を創設。
- ② 「地域機能強化型」では、従来の機能に加え、「利用者支援機能」と「地域支援機能」を整備するための経費を補助。
- ③ 新たな機能を含め、地域子育て支援の内容や手法等に関し、地域子育て支援拠点の職員全体の資質の底上げを図るため、専門性強化対策費を全施設に補助。

【整備目標】

- 新制度では、消費税財源の充当により、「地域子育て支援コーディネータ(仮称)」を配置し、「利用者支援機能」を大幅に拡充することを検討。それに先立ち、その準備として、平成25年度では、都市部を中心に約1,100か所で機能強化²

② 一時預かり事業の機能強化(要求額15億円)

- 一時預かり事業は、家庭で保育することが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間、保育所その他の場所において一時的に預かり、必要な保護を行う事業(平成23年度:7,254施設)。
- 社会保障と税の一体改革の中で、子ども・子育て関連法により制度的に確立され、消費税財源により、量的拡充が行われる予定であるが、新制度の施行に先立ち、その準備として、事業の改善を図ることが必要。

(注)「子ども・子育てビジョン」では、一時預かり事業の延べ利用児童数を平成26年度までに3,952万人にする目標を設定(平成23年度:365万人)。

【新たな仕組み】

- 核家族化や地域のつながりの希薄化などにより、家庭を取り巻く環境が大きく変化している中で、次のような一時的に家庭で保育できなくなるような事態に対応し、すべての子育て家庭の切実なニーズに応えることが必要。
(対応例) ・日常生活上の突発的な事情(保護者の病気・けが、冠婚葬祭等)
・児童虐待の予防(育児疲れや育児ノイローゼ等)
・社会参加の必要(自治会・PTA活動、防災訓練等) 等
- このため、休日等の開所や通常の開所時間を超えて時間延長を行う「基幹型施設」を創設し、児童の受け入れができる体制を整備するための補助を実施。

【整備目標】

- 地域の基幹型施設とするため、当面、約700施設で機能強化。

(2) 児童養護施設等の家庭的養護への転換

(要求額16億円)

- 平成23年7月にとりまとめた「社会的養護の課題と将来像」では、児童虐待を受けた子どもの入所が増加している児童養護施設等について、今後十数年の間に、小規模化した施設本園と連携しつつ、地域に溶け込んだ形で街中にグループホーム等を整備し、小規模化と地域分散化を進めることにより、地域社会との関わりを強めながら、家庭的養護への転換を図ることにしており、「次世代育成支援対策施設整備交付金」にこのための新たな仕組みを設ける。
- また、社会保障と税の一体改革では、子ども・子育て関連法に基づく「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」の中に「保護を要する子どもの養育環境の整備に関する事項」を定めるものとされており、それに先立ち、新たな考え方による施設整備を促進。

【新たな仕組み】

- ① 各都道府県等において、各施設での小規模化・地域分散化の計画の検討を調整しつつ、今後10年間の児童養護施設等の小規模化・地域分散化の整備計画を策定。

※対象施設等： 児童養護施設 ⇒ 施設本園の小規模グループケア化
乳児院 グループホーム(地域小規模児童養護施設、分園型小規模グループケア)

- ② 国が定める評価指標を踏まえ、小規模化・地域分散化の観点で、評価の高い施設整備から優先的に交付金を交付。
- ③ 自治体や施設設置者の取組を促進するため、評価の高いものについて、従来の交付基礎点数を嵩上げ(社会福祉施設耐震化等臨時特例交付金並み、1.35倍)。

【整備目標】

- 「社会的養護の課題と将来像」における将来目標や児童養護施設の改築予定等を踏まえ、平成25年度には、
 - ・ 施設本園の小規模グループケア化 10施設×5グループ(50グループ)
 - ・ 地域小規模児童養護施設 7か所を整備予定。

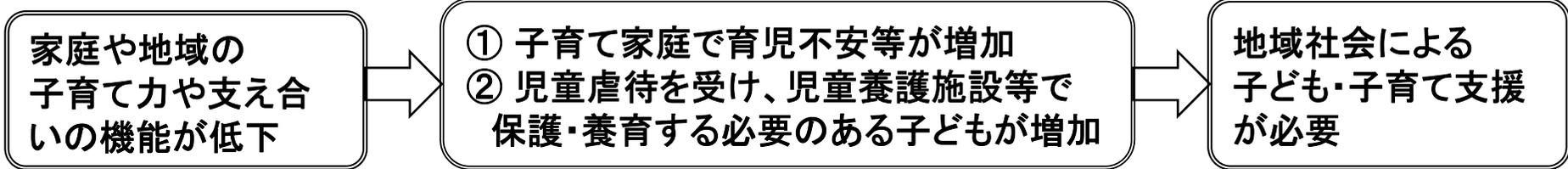
(将来目標)

- ・ 「児童養護施設、乳児院の施設本園」、「グループホーム」、「里親・ファミリーホーム」を概ね1/3ずつに。
- ・ 「児童養護施設の施設本園」は、全ての施設で、施設内を全て「小規模グループケア」に。

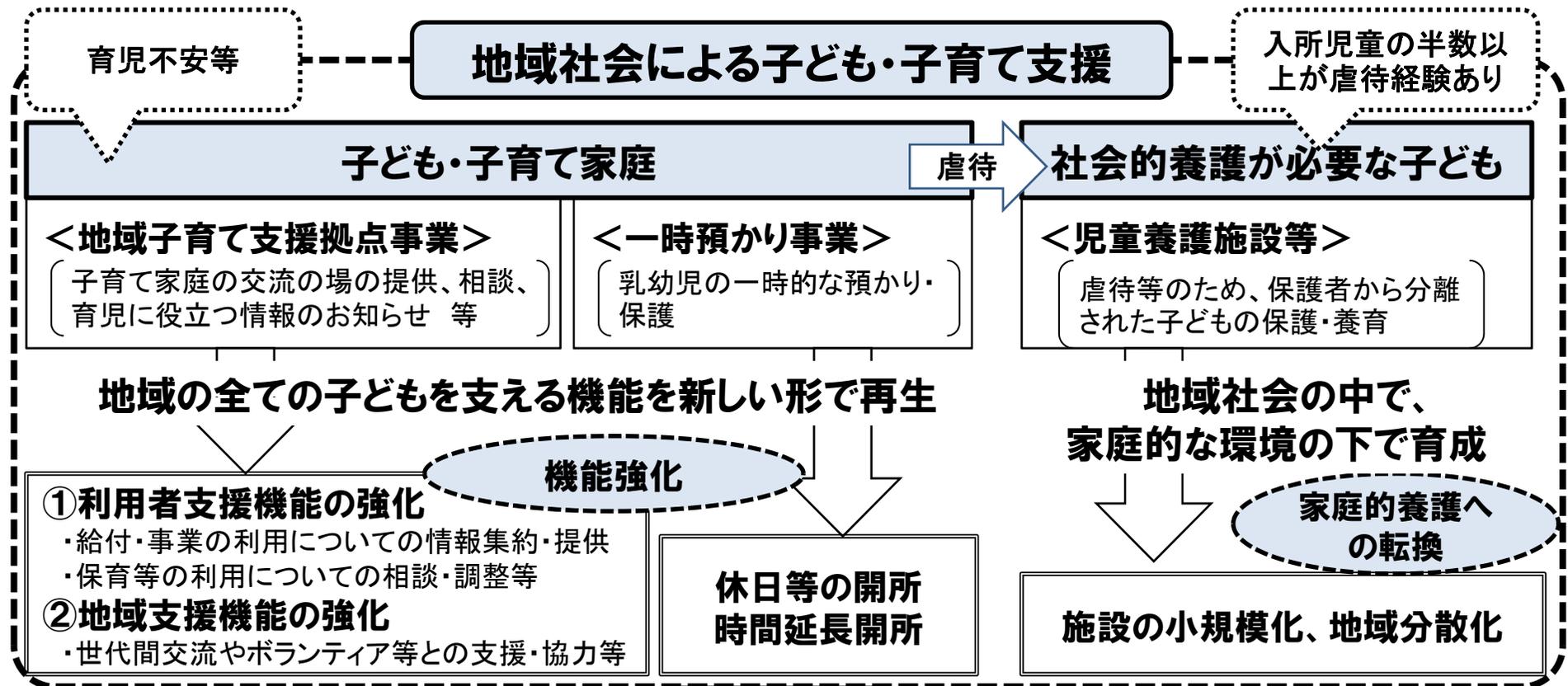
(参考1)

地域子ども・子育て支援基盤の再生(全体像)

【子どもを取り巻く環境】



※児童虐待防止のため、地域の関係機関(児童相談所、市町村等)とも連携・協力



(日本再生戦略)

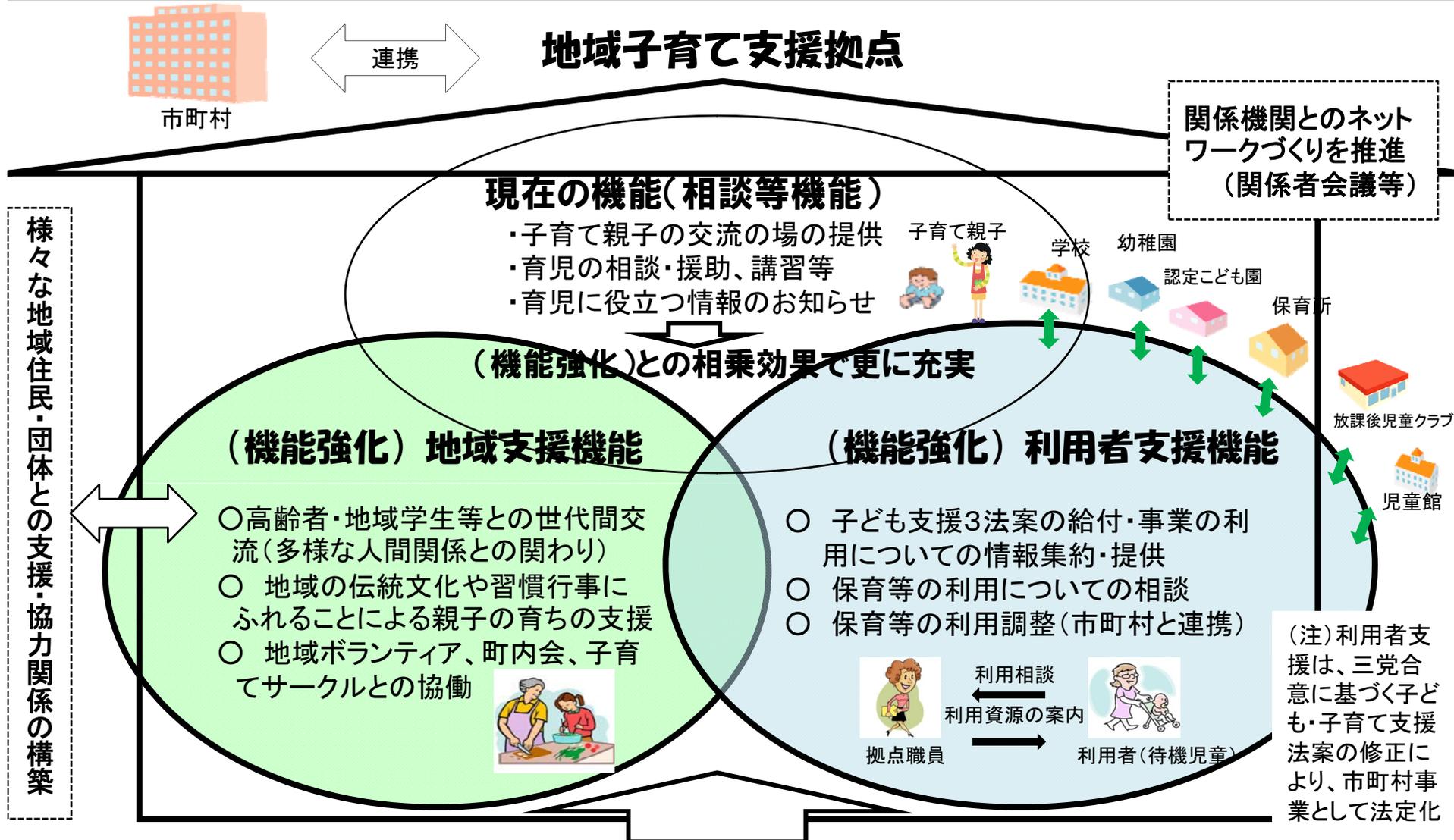
- 地域社会の再生、子育てしやすい社会の実現、次世代育成、全員参加、少子化対策、女性の活躍促進
- 社会保障と税の一体改革による子ども・子育て新制度の円滑な施行

(参考2)

地域子育て支援拠点の機能強化

地域子育て支援拠点に、以下の機能を持つ「地域機能強化型」を創設(25年度は、都市部中心に約1,100か所)

- ①利用者支援機能＝地域の子育て家庭に対して、子ども・子育て支援の情報の集約・提供等
- ②地域支援機能＝親子の育ちを支援する世代間交流やボランティア等との支援・協力等



※ 拠点施設の職員全体の資質(地域子育て支援の内容や手法等)の底上げ ⇒ 専門性強化対策費を支援

(参考3)

一時預かり事業の機能強化

核家族化や地域のつながりの希薄化など、家庭や地域の子育て環境が大きく変化している中で、一時的に家庭において児童を保育できなくなるような事態に対応し、すべての子育て家庭の切実なニーズに応えることが必要。

このため、休日等の開所や通常の開所時間を超えて時間延長を行う「基幹型施設」を創設し、児童の受入れができる体制を充実（25年度は、約700施設）。

- （対応例）
- ・ 日常生活上の突発的な事情（保護者の病気・けが、冠婚葬祭等）
 - ・ 児童虐待の予防（育児疲れや育児ノイローゼ等）
 - ・ 社会参加の必要（自治会・PTA活動、防災訓練等）等

一般型

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間、保育所その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う。

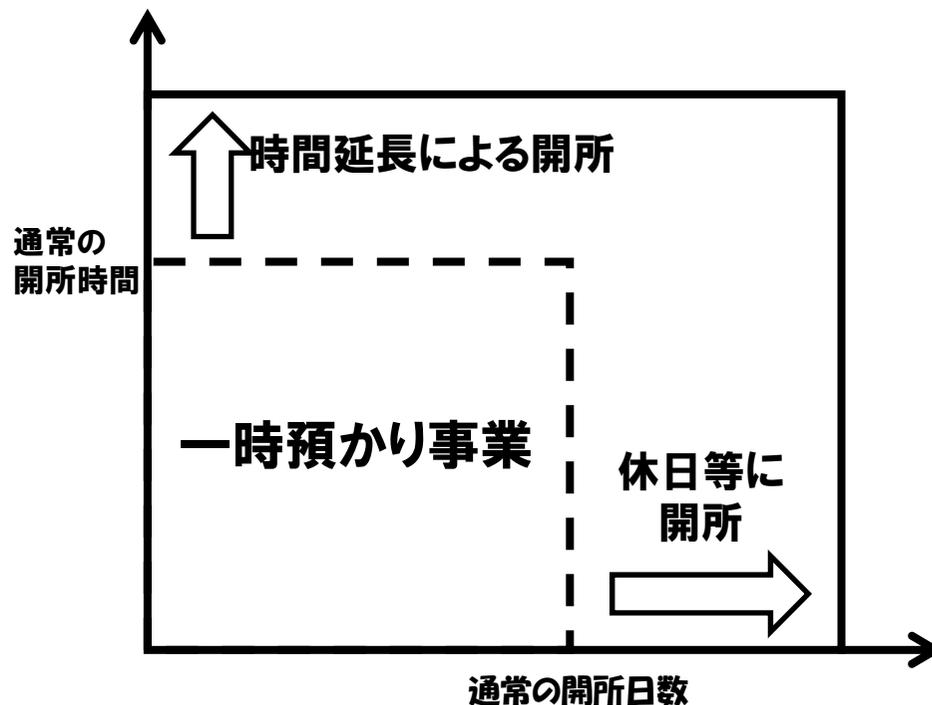
機能強化

基幹型施設の創設

休日等の開所や通常の開所時間を超えて時間延長を行う基幹型施設を創設し、児童の受入れができる体制を充実。

（※）現在の補助制度では、1日8時間、週5日分の経費を補助している。

【機能強化のイメージ】



(参考4)

児童養護施設等の家庭的養護への転換

虐待を受けた児童など社会的養護が必要な児童を、大規模施設で養育するのではなく、地域社会と関わりながら、できるだけ家庭的な環境で、安定した人間関係の下で育てることができるよう、施設のケア単位の小規模化・地域分散化等を推進。

このため、都道府県による小規模化・地域分散化計画(10年間)に基づく施設整備について、新たに作成する基準に照らし、評価の高いものから優先的・重点的に支援。

(25年度) 施設本園のグループケア化 50グループ(10施設×5グループ)、地域小規模児童養護施設 7か所

地域社会の中で、より家庭的な養育環境で、養育・保護

- 【将来目標】 ○「児童養護施設、乳児院の施設本園」、「グループホーム」、「里親・ファミリーホーム」を概ね1/3ずつに。
 ○「児童養護施設の施設本園」は、全ての施設で、施設内を全て「小規模グループケア」に。

